

# 指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 第7号
指定の有効期間	令和2年11月25日から令和7年11月24日まで
機関の名称	株式会社 西日本住宅評価センター
主たる事務所の住所	大阪府大阪市西区北堀江二丁目2番25号 電話番号 06(6539)5410
代表者氏名	代表取締役社長 池内 信司
業務区域	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、及び鹿児島県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物等	法第6条の2に規定する建築物等に係る確認（建築設備及び工作物については次の各号に掲げるものに限る）、 法第7条の2及び法第7条の4に規定する検査並びに 法第7条の6に規定する仮使用認定とする。 (1) 建築物に附属する令第146条第1項に掲げる建築設備 (2) 令第138条第1項及び第4項第2号に掲げる工作物
実施する業務の態様	建築基準法に基づく建築確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定